



エール少額短期保険

〔引受保険会社〕

エール少額短期保険株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第76号

〒104-0043 東京都中央区湊2-2-8 CKビル4階

ご契約内容に関するお問い合わせ／苦情・相談窓口
0120-888-727

保険金請求に関するお問い合わせ
0120-000-455
(土・日・祝日等を除く)

<https://yell-lpi.co.jp>

2020-OP・募-0**

〔募集代理店〕

〔事業型〕弁護士保険

コモンBiz プラス



エール少額短期保険



Message

弁護士を、 もっと身近に。

事業活動において、法的リスクマネジメントは必須です。

顧客とトラブルがあった場合、取引先とトラブルがあった場合、
社員とトラブルがあった場合、社内で法令違反があった場合などなど…

経営者は「知らなかった」では済まされません。

そんな経営者の助けとなるのが、弁護士です。

しかし、費用の高さや敷居の高さから、
弁護士を利用できていない経営者もいらっしゃるのではないかでしょうか？

そんな経営者の助けとなるべく生まれたのが、
弁護士費用を補償するこの事業型 弁護士保険です。

〔事業型〕弁護士保険の特徴

当社の事業型 弁護士保険は、中小企業に突然降り掛かる法的トラブル生じたとき、
弁護士にかかる費用を補償する保険です。法的トラブルに対する相談料や、高額に
なりがちな着手金・報酬金等の費用を保険による補償でカバーすることができます。

また、この保険には弁護士に無料で相談できる安心サポートというサービスがセット
されています。トラブルが生じたとき、安心サポートを活用して、法的トラブルに強い
弁護士を簡単に検索することができます。

〔事業型〕弁護士保険の特徴

弁護士費用の補償 + **付帯サービス**

法律相談料等の補償

着手金・報酬金等の補償

安心サポート

経営者特典

保険 - insurance -

法的なトラブルに巻き込まれたときに、必要となる弁護士等への費用を補償します。

■ 弁護士にかかる「法務費用の補償」

法律相談料や、着手金、日当、手数料、事件終了時の報酬金などの弁護士費用を補償します。

**弁護士等への相談によって生じた
法律相談料や手数料等の実費を補償**

法律相談料保険金

- 法律相談料の実費が補償されます。
気兼ねなく弁護士に相談することができ、トラブルの早期解決やトラブルの拡大防止につなげることができます。
- 法律相談に付随して発生した手数料・日当などの費用も補償対象となります。
内容証明郵便にかかる費用なども補償され、よりトラブルの早期解決ができます。

※1事案あたりの限度額などご利用には上限があります。

ここが新しくなりました！

法律相談に付随して発生した手数料・日当等の費用が
法律相談料保険金の支払対象となりました。

これにより
法律相談に付随した
内容証明郵便の作成費用も
補償の対象になりました！

**弁護士等への事件委任によって生じた
着手金や手数料・日当、報酬金を補償**

法務費用保険金

- 事件委任時に必要となる着手金リスクや事件終了時に必要となる報酬金リスクを軽減することができます。
これによりこれまで諦めていた法的トラブルにも立ち入りすることなく戦うことができます。

※1事案あたりの限度額などご利用には上限があります。

■ お支払いする保険金の計算方法

委任契約時（着手金）	=	基準法務費用 - 免責金額	×	基本てん補割合
委任契約時（手数料） 事件終了時（報酬金） 事件終了時（日 当）	=	基準法務費用	×	基本てん補割合

免責金額
1回目 5万円
2回目 10万円
3回目 20万円

※ 基準法務費用とは、保険金の計算の基準となる弁護士報酬などの額として、普通保険約款に定めた方法で算出した金額です。
※ 免責金額とは、法務費用保険金の算出に際し、基準法務費用から差し引く金額です。免責金額は、同一保険期間での法的トラブル回数によって金額が異なります。

■ 必要な補償を選べる「特約」

以下の特約を契約時に付帯することができます。

**法律相談料
保険金不担保特約**

法律相談料保険金を不担保（対象外）とすることで、保険料を安くすることができます。

**特定原因事故
不担保特約**

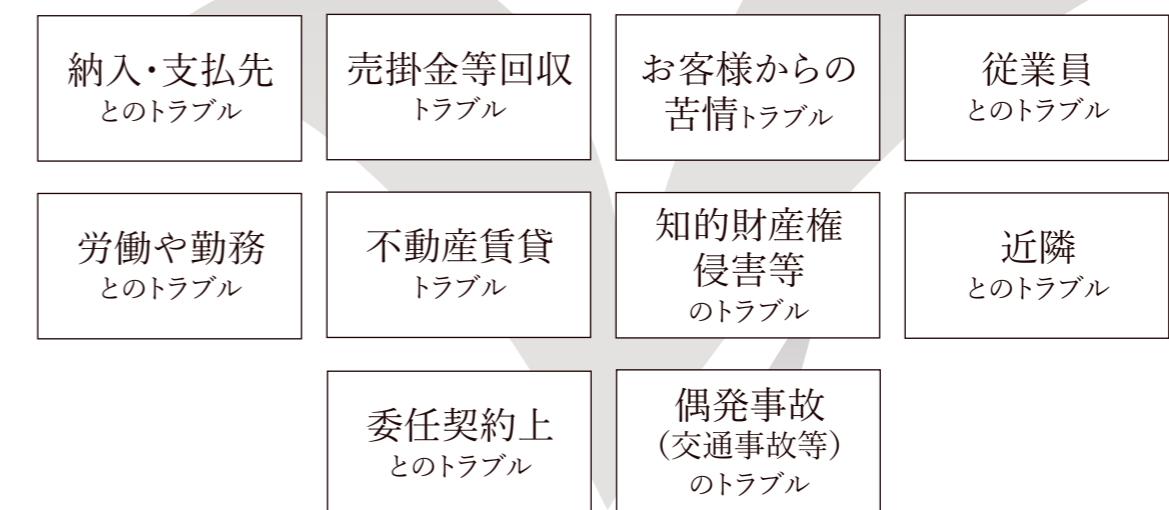
「従業員トラブル」または「不動産賃借トラブル」を不担保（対象外）とすることで、等級をアップすることができ、保険料を安くすることができます。

**税理士立会費用
補償特約**

税務調査に際し、税理士に立ち合いなどを依頼したときの費用を補償します。

■ 事業上の様々な法的トラブルを幅広く補償

以下のような事業上のトラブルが補償対象となります。



※ トラブルによっては、待機期間や不担保期間があり、補償対象とならない期間があります。詳細については、普通保険約款・重要事項説明書等をご確認ください。

付帯サービス - service -

法的トラブルを未然に抑止し、円満な解決を図れるよう弁護士がアドバイスいたします。

■ 法的トラブルを予防する「安心サポート」

法的トラブルの予防と早期解決のための付帯サービスとして、ご利用いただけます。

弁護士検索サポート

トラブルの内容に応じた弁護士探しをサポートします。
24時間365日、何度も無料でご利用いただけます。
ただし選定された弁護士の対応は平日のみとなります。

■ 相談方法

電話または面接（メールも可）

■ 無料時間

1回の相談につき最大20分まで

弁護士直通ダイヤル

取引先やお客様とのトラブルに関する初期相談を、弁護士に直接電話で相談できます。一般的な法律上のアドバイスについて20分まで無料相談できます。

■ 相談方法

電話

■ 無料時間

1回の相談につき最大20分まで

※ 弁護士直通ダイヤルは、お電話されたタイミングで、対応可能な法律事務所に繋がり、法律上の一般的な回答が得られるサービスです。
得意分野や地域特性が、ご希望に沿わない場合もございます。
予めご了承ください。

リーガルチェック相談サービス

契約書や契約内容の相談、突然届いた内容証明郵便などの対応を弁護士に電話で相談できます。契約書のチェックや相談は同一事案につき、1時間程度の内容までが無料となります。

■ 相談方法

電話または面接（メールも可）

■ 無料時間

弁護士が1時間程度で対応できる内容まで

■ 回数制限

エコノミー+：年6回、スタンダード+：年8回、
プレミアム+：年12回

ここが新しくなりました！

リーガルチェック相談サービスについて、
以前まで無料時間は30分程度まででした。

「30分程度では、リーガルチェックの場合、効果的な
助言を受けることができない…」とのお声を受け、
この度、無料時間を1時間まで延長しました。

これにより、より具体的な契約書の内容チェックや
相談が可能となりました。

■ 契約者をサポートする「経営者特典」

突然降り掛かる法的トラブルの解決をサポートする付帯サービスです。

冤罪ヘルプナビ

冤罪トラブル時、弁護士に初動対応を相談できます。
電車で痴漢に間違えられたときなど、あらゆる冤罪時の
初動対応を弁護士にヘルプコールできます。弁護士に連絡
が取れるまでの間、音声にて初動対応をガイダンスい
たします。

また、事件発生後48時間以内の弁護士への相談料や
接見費用は当社が全額負担いたします。

■ 受付時間

平日7:00～22:00

■ 相談方法

電話

■ 無料となる費用

事件発生後48時間以内の弁護士への相談料や
接見費用

■ 回数制限

年2回

※ ご利用者の所在地・時間帯によっては、対応できない場合がございます。
予めご了承ください。
※ 非対象者以外の方がご利用された場合も、その方のご負担となります。

示談交渉人案内サービス

トラブルの相手方と示談交渉を行う専門家（弁護士）の
情報を提供します。
刑事事件、賠償金請求など、示談による解決を得意とする
専門家（弁護士）の情報を提供いたします。

■ 相談方法

電話または面接（メールも可）

■ 無料となる費用

示談交渉人（弁護士）の情報提供のみ

■ 回数制限

年3回





保険料 - premium -

選べる3つのプラン。あなたにあった補償と保険料を・・・

■ プランごとの保険料・保険金額

		プレミアム+	スタンダード+	エコノミー+
法律相談料 保険金	事案限度額	11万円	5.5万円	3.3万円
	年間限度額	100万円	50万円	30万円
法務費用 保険金	事案限度額	200万円	100万円	50万円
	年間限度額	400万円	200万円	100万円
	基本てん補割合	着手金：100% 報酬金：100%	着手金：100% 報酬金：50%	着手金：100% 報酬金：0%
保険料	月払	48,000円	24,800円	11,800円
	年払	567,400円	293,200円	139,500円

※ 上記は10等級の保険料です。更新後の保険料は、保険金支払実績に応じて増減します。

ここが新しくなりました!

従来のプランより、基本てん補割合が大きくアップしました。
着手金はすべて100%！ ステイタス+は報酬金も100%！

■ 特約を付帯した場合の保険料

	プレミアム+	スタンダード+	エコノミー+
保険料	月払	48,000円	24,800円
	年払	567,400円	293,200円
+			
法律相談料 不担保特約	月払	-10,200円/月	-5,000円/月
	年払	-120,600円/年	-59,200円/年
特定原因事故 不担保特約×1	月払	-2,170円/月	-1,090円/月
	年払	-25,600円/年	-13,000円/年
特定原因事故 不担保特約×2	月払	-4,340円/月	-2,190円/月
	年払	-51,300円/年	-25,900円/年
税理士立会費用 補償特約×1口	月払	+800円/月	+800円/月
	年払	+9,400円/年	+9,400円/年

※ 不担保特約とは、補償内容を限定し、保険料を安くすることができる特約です。

※ 特定原因事故不担保特約は、「従業員トラブル」または「不動産賃借トラブル」のいずれか、またはその両方を不担保とすることができる特約です。
いずれか一つを付帯した場合を「特定原因事故不担保特約×1」、両方付帯した場合を「特定原因事故不担保特約×2」と表記しています。

ご契約にあたっての注意事項

■ 引受条件

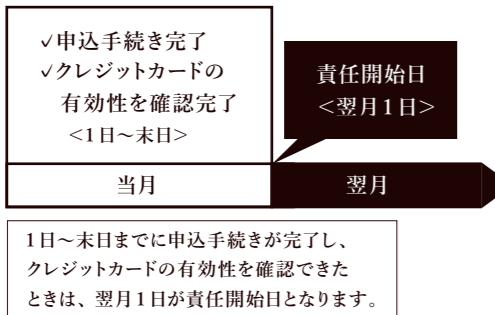
ご契約は、下記の2つの条件を満たす必要があります。

- 年商 20 億円未満。または、
年商 50 億円未満かつ従業員 100 名未満。
- 直近 3 年間に支払った弁護士報酬（顧問料を含む）が
年平均 150 万円未満、且つ合計 450 万円未満。

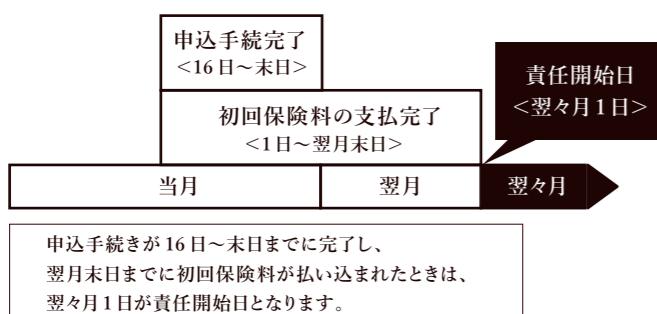
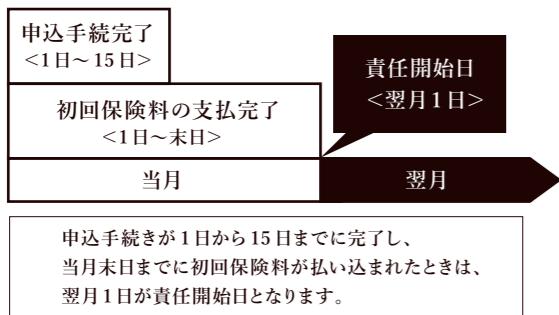
■ 責任開始日

この保険による補償が開始する日を責任開始日といいます。
保険料の払込方法により、責任開始日の取扱いが異なります。

● クレジットカード払の場合



● 口座振替払の場合



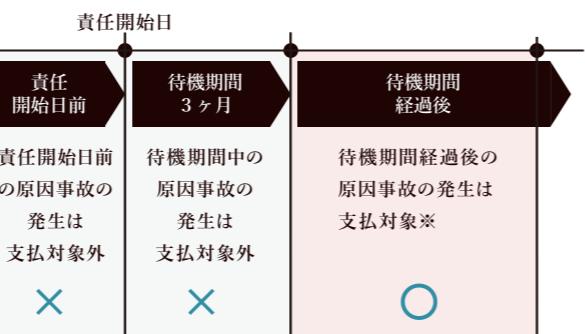
※WEB申込で口座振替を選択された場合、保険会社への
口座振替依頼書到着をもって、「申込手続き完了」となります。

■ 待機期間と不担保期間

責任開始日前に発生した原因事故については、保険金支払いの対象となりません。

責任開始日後に発生した原因事故についても、一定の期間、保険金支払いの対象とならない場合があります。道路交通事故などの偶発的な事故を除く、一般事件について、責任開始日から3ヶ月以内に発生した原因事故については、保険金をお支払いできません。この期間を「待機期間」といいます。

責任開始日前に締結した契約に係るトラブルについて、責任開始から1年の中に発生した原因事故は保険金をお支払いできません。この保険金をお支払いしない期間を「不担保期間」といいます。



■ 法務費用保険金の支払回数限度

保険期間ごとに定めた支払回数限度を超えて法務費用保険金をお支払いできません。



■ 保険料等級

保険料の支払実績に応じて決定される等級（1等級～20等級）で、毎年の保険料が増減します。

ご契約当初の等級は10等級からスタートします。

12等級	43,660円 (-4,340円)
11等級	45,830円 (-2,170円)
10等級	48,000円 (±0円)
9等級	53,210円 (+5,210円)
8等級	58,420円 (+10,420円)
7等級	63,630円 (+15,630円)

※上記はプレミアム+プランの場合。

■ 支払対象外の法的トラブルと免責事由

【法律相談料保険金】【法務費用保険金】ともに支払対象外となる法的トラブル
・相手方に請求する額または相手方から請求される額が5万円未満のもの
・共有物の分割、境界の確定または筆界の特定に係るもの

【法務費用保険金】のみ支払対象外となる法的トラブル
・破産、民事再生、その他倒産処理事件および債務整理事件
・行政・税務不服申し立て、行政・税務事件訴訟
・金銭消費貸借契約に係る事件、およびその民事執行手続
・事業資金の出資、有価証券投資に係る事件
・刑事事件、少年事件、医療観察事件
・会社法に関する法律事件（株主代表訴訟など）
・事業の譲渡・買収・合併・事業承継または事業財産の相続に係る事件

※法務費用保険金の支払対象となる原因事故は、その管轄裁判所が日本の裁判所であり、かつ、日本の国内法が適用されるものであることを要します。

【法律相談料保険金】【法務費用保険金】ともに支払対象外となる免責事由

- ・次の事由に起因・付随・随伴して生じた原因事故
　戦争その他の変乱、暴風雨・豪雪・地震・津波・その他の異常な自然現象・核物質の作用、大気汚染・地盤沈下・液状化など、発がん性物質の作用
- ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による次の加害行為
　殺人・暴行・その他の他人の生命を害する行為、住居侵入・脅迫・強制わいせつ・強要・その他の他人の自由を害する行為、窃盗・詐欺・器物破損・その他の他人の財産を害する行為、秘密漏洩・名譽棄損・業務妨害の行為
- ・刑事案件として起訴された行為（当該行為に係る民事上の請求も免責です）
・麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等を摂取した状態で行った行為
- ・アルコール等の影響で正常な判断・行動に支障がある状態で行った行為
- ・次に掲げる者を相手方として弁護士等委任契約を行う場合
　保険契約者、当社、事業型契約の場合における被保険者の事業の株主・役員、他の法務費用保険の保険者、保険金を支払わない相手方として保険証券に記載された者
・被保険者が原因事故の解決を委任した弁護士等との間で紛争になった場合

※詳細につきましては、普通保険約款・重要事項説明書等をご確認ください。